

議案第 36 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 4 月 13 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項を附則第19項とする。

附則第16項中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第33項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第12項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則中第14項を第16項とし、第10項から第13項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。